

第 1 回事故救済制度に関する専門部会の主な意見

1. 主な意見

(1) 責任能力と事故救済制度のあり方について

- ・認知症の人の責任を前提とするのか、それとも、責任の有無を問わず被害があれば補償すべきなのか。
- ・認知症の人を加害者と位置づけないと対応できないか。
- ・責任保険など従来の枠組みで機能できていた部分に、J R 東海事件の判決ですき間（誰も責任を負わない状況）が生まれた。その部分に対応するという形にしてはどうか。
- ・責任が生じるケースで、責任保険など従来の枠組みが機能する場合は、除外するなど検討があるのではないか。
- ・すき間でない部分（認知症の人または家族が責任を負う場合）に対しても何か救済ができないか。
- ・責任無能力者のうち、認知症のみを対象とするのは難しいと感じた。

(2) 救済対象とする被害の範囲について

- ・本当に深刻なのは、人身損害が発生したような場合の対応ではないか。被害者の方が亡くなられた、けがをされたというケースが検討される一番重要な類型なのではないか。
- ・経済的損害についてはそれぞれ備え得る状況なので、対象外ということもあり得るのではないか。
- ・市民が市外で被害に遭ったとき、市外の人に市民が被害を与えてしまったときなど、被害者と加害者の立場と、神戸市内で起きたのかどうか等の議論が必要。
- ・加害者の家族が被害者となるケースも対象になるのか。

(3) 事故救済制度の運用について

- ・補償の上限金額の設定や先に賠償責任保険や犯罪被害者給付金等が払われている場合の調整などについて検討が必要。
- ・(加害者、家族、被害者のうち) 誰が支給申請をするのか。
- ・被害者側・加害者側双方の資力的な要件も必要ではないか。

2. 第 2 回専門部会の議論について

第 2 回は以下 3 つの救済モデルを提示した上で議論することとなった。

- (1) 責任能力の有無を問わずに被害者を救済
- (2) 誰も責任を負わない場合の被害者を救済
- (3) 監督義務者または監督義務者に準ずる者として責任を負った者を救済